

見積り合わせに関する公告

下記のとおり見積り合わせに付します。

記

1. 見積り合わせに付する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 委託業務名 | 令和2年度における国有財産の使用料(賃料)の鑑定評価業務 |
| (2) 対象財産 | 別紙のとおり |
| (3) 業務の仕様 | 仕様書のとおり |
| (4) 履行期限 | 令和元年11月15日(金) |
| (5) 見積書の提出期限 | 令和元年9月26日(木) 17時00分まで |
| (6) 開札の日時及び場所 | 令和元年9月27日(金) 10時00分
仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟5階 東北財務局 第二会議室 |

2. 見積り合わせに参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条(昭和22年勅令第165号)の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある者」に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和元、2、3年度の財務省競争参加資格(全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」)において「A」「B」「C」「D」いずれかの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者。
なお、競争参加資格は、参加申込書等の提出期限までに「資格審査結果通知書」で同様の参加資格を有することが確認できる者であることを含む。
- 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)(以下「法」という)第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者(以下「鑑定業者」)であつて、本業務の参加申込書等の提出期限の日から過去3年以内に法第41条に基づく監督処分を受けていない者であること。
- 下記4の参加説明書等の交付を受けている者であること。

3. 見積り合わせに参加する者に必要な要件

不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項に基づく登録を受けている事務所(本・支店、営業所)が、評価財産所在地(県内)に所在すること。

4. 見積り合わせ参加説明書等の交付期間、場所

- 交付期間 令和元年9月10日(火)～令和元年9月26日(木)
受付時間 9時00分～12時00分、及び13時00分～16時00分 (なお、土・日曜日、祝日を除く。)
- 交付場所 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟 東北財務局 総務部 会計課

5. 見積書・見積り合わせ参加申込書及び参加要件報告書の提出期限、場所、及び審査等

- 提出期限 令和元年9月26日(木) 17時00分まで
受付時間 9時00分～12時00分、及び13時00分～17時00分 (なお、土・日曜日、祝日を除く。)
- 提出場所 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟 東北財務局 総務部 会計課
- 提出方法 直接持参、若しくは簡易書留郵便により提出すること。

6. 見積書の記載金額について

見積り合わせ成立者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって見積成立価格としますので、見積者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか否かを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

7. 見積書の無効

- (1) 本公告に示した見積り合わせに参加するために必要な資格のない者の見積書は無効とする。
- (2) 参加申込みに必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。
- (3) 見積り合わせ参加説明書の指示事項を遵守していない見積書は無効とする。

8. 委託業者の決定等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。
なお、同額の見積価格があった場合は、見積り合わせ執行事務に関係のない職員が「くじ」を引き決定するものとする。
また、見積り合わせの結果は、全ての参加者に通知する。

9. 契約書等の作成

「不動産鑑定評価請書」を作成することにより、委託契約を締結するものとする。

10. 契約保証金

免除する。

11. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。
- (2) 参加に要した費用は参加者の負担とし、提出のあった書類は一切返却しない。
- (3) 具体的な手続きは、見積り合わせ参加説明書による。
- (4) その他不明な点については、東北財務局 総務部 会計課に照会すること。

TEL 022-263-1111 内(3196)

以上公告する。

令和元年9月10日

支出負担行為担当官代理

東北財務局 総務部総務課長 青木 均

見積り合わせに関する公告別紙

申込 番号	所在地	区分	数量(m ²)	備考
1	仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	[建物]		
		B1F	974.80	
		1F	94.85	
	仙台合同庁舎B棟	6F	1.05	
		1F	1.64	
		2F	456.19	
		4F	1.05	
		7F	1.05	
		10F	1.05	
		13F	1.05	
		15F	1.05	
	仙台合同庁舎附属棟	15F	3.30	
		1F	5.46	